

屋内体育施設使用の遵守事項

富津市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する規則の他に、屋内施設使用にあたり、下記を遵守すること。

1 野球・サッカー・フットサルについて

目的：基本体力の向上及び競技に必要な基本技術の習得を目的とする。

- (1) ランニング
- (2) 体操&ストレッチ
- (3) 基礎体力練習
- (4) 基本技術習得

○サッカー、フットサルの場合

サイドパス、トラップング、リフティング、ヘディング、スローイン練習まで（インステップキックは厳禁）使用ボールは3号球とする。

○野球の場合

木製、金属製のバットは持ち込まない。

硬式球、軟式球、ソフトボールは使用しない。

- (5) スパイクは厳禁とする。（室内専用のシューズを使用する。）

3 共通事項について

- (1) バレーボール、バスケットボール、テニス等を含め壁打ちは行わない。
- (2) 館内の破損に十分注意しネット等を必要に応じて用意する。
- (3) 万一館内施設等を破損した場合は、速やかに学校に連絡するとともに責任を持って補修を行う。
- (4) 許可を受けていない施設・用具は使用しない。

遵守されなければ、登録・使用を中止することがある。